

日本生態心理学会 『生態心理学研究』 投稿規則

2004年2月6日生態心理学研究編集委員会制定

2017年3月31日改訂

2021年3月31日改訂

2024年3月31日改訂

2026年1月26日改訂

1. 本規則の目的

日本生態心理学会編集委員会規程に基づき、投稿に関する必要事項を定めることとする。

2. 投稿受付

手稿は随時受け付ける。査読が完了した後、掲載可能な最新号に掲載する。

3. 論文種別

『生態心理学研究』に公刊される論文は経験的及び理論的な研究を扱ったものとする。論文は研究論文、ショートノート、コメンタリー論文、書評、書籍・論文紹介、報告に大別される。

3-1. 研究論文：著者自身が実施した実験研究、観察研究、リハビリテーションなどの実践における事例研究などに基づいた実証的な研究について報告する経験的論文、並びに文献その他の資料をもとにして経験的研究、理論的発展の動向、可能性、及び問題点を記述し、それに基づいて今後の課題や方向性を提案もしくは展望する理論的研究を報告する理論的論文の両者を指す。これらは、いずれも生態心理学の研究において同等の価値を持つものであるという認識から、研究論文とした。ただし、経験的な論文はその理論的な意義を、理論的な論文は提案される理論が経験的な研究に与える示唆を明瞭に示していなければならない。字数に関しては40,000字または刷り上りで40ページを上限とする。

3-2. ショートノート：会員にとって有益な萌芽的研究で、字数は16,000字または刷り上りで16ページを上限とするもの。例えば、すでに公刊された研究成果に対する追加的検討や再分析、新たなデータの提示、興味深い観察、少数の事例についての報告、速報性を重視した報告など。

3-3. コメンタリー論文：査読委員会及び編集委員会（または特集委員会）が指定する研究論文に対して批評ないしはコメントを行う論文。字数は8,000字または刷り上りで8ページを上限とする。

3-4. 書評：生態心理学及びその関連分野に関する書籍を評論する論文。字数は

8,000 字または刷り上りで 8 ページを上限とする。

3-5. 書籍・論文紹介：国外及び国内で刊行された生態心理学及びその関連分野についての書籍及び論文の紹介文。対象とする書籍・論文は、新刊には限らず、広く国内外の古典も含むこととする。字数は 8,000 字または刷り上りで 8 ページを上限とする。

3-6. 報告：国外及び国内で開催された生態心理学関連のイベント等の報告。字数は 8,000 字または刷り上りで 8 ページを上限とする。

3-7. 博士論文紹介：過去 3 年以内に日本国内・外で博士の学位を取得した者による博士論文の紹介文。字数は 4,000 字または刷り上がりで 4 ページを上限とする。
ただし、いずれの種別においても、編集委員会が必要と認めた場合には、若干の規定ページ数の超過を認めることがある。

4. 研究者倫理

論文は、研究者倫理に抵触してはならない。

5. 投稿資格

論文の投稿においては、著者のいずれか一人が日本生態心理学会会員でなければならない。

6. 投稿方法

手稿は編集委員会から配布されるテンプレート（執筆要領）に従って作成し、編集委員会宛てに原則として電子メールで送付すること。テンプレートは上記の連絡先に問い合わせること。

投稿論文と同一またはほぼ同じと判断される論文が以前に公表済みの場合、また『生態心理学研究』に投稿してから査読が終了するまでの期間に同時に他に投稿しているか、または投稿する予定がある場合、その手稿は受稿されない。

投稿論文を査読する査読者の専門分野に関して、著者は 3 つまで希望を出すことができる。これらの希望は、編集委員会において査読者を選定する際の参考とする。ただし、希望が通ることは保証の限りではない。

投稿論文に関して適切な査読者が得られない場合、審査をせずにその旨著者に通知し、その後の審査手続きを中止することがある。
提出された書類は一切返却されない。

7. 著作権とライセンス

『生態心理学研究』は完全オープンアクセスであり、クリエイティブ・コモンズ

(CC) ライセンスを使用している.

著作権は著者に帰属する.

著者はクリエイティブ・コモンズ CC BY-4.0 国際ライセンスの下で, 日本生態心理学会に対し本誌内での論文の複製および公衆送信を許可するために, 出版許諾書 (LTP License to publish) に署名する必要がある. なお, CC BY 4.0(Attribution 4.0 International)とは, 適切なクレジットを表示する限りにおいて, 営利/非営利を問わず論文の共有, 翻訳等の利用を許可するものである.

8. 改訂

この規則の改定は, 理事会の承認を得て行われるものとする.